

令和2年度（2020年度）就学援助（準要保護）申請書

熊本市教育委員会 様

（学校への提出日） 令和 年 月 日

私は、就学援助（準要保護）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、就学援助（準要保護）の認定を受けた場合、就学援助費の受給にあたり、①「学用品費等・新入学児童生徒学用品費・補助教材費の請求及び過誤払金の返納に関する権限」については熊本市教育委員会指導課長に、②「学校給食費の請求及び過誤払金の返納に関する権限」については熊本市教育委員会健康教育課長（熊本大学附属小・中学校は学校長）に、③「修学旅行費・通学費・校外活動費（宿泊を伴うもの）の請求、受領及び過誤払金の返納に関する権限」については当該児童生徒が在籍する学校長に委任します。

また、就学援助（準要保護）の審査に必要な場合、住民票及び市民税課税資料を閲覧することに全員の承諾を得た上で同意します。

Table with 6 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 健康状態, 就労の有無, 住所. Includes fields for name (カタナ), relationship (parent), birth date (昭和), health status, and address (熊本市).

Table with 7 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 健康状態, 居住, 就労の有無又は在籍学校名. Includes fields for applicant name, relationship (本人), birth date (平成), health status, residence (同居・別居), and school name.

1. 申請理由

令和元年度（2019年度）又は令和2年度（2020年度）に次の（1）から（4）のいずれかの措置を受けたか、（5）については、令和2年度（2020年度）（令和元年（2019年）分所得）又は直近の所得状況で経済的な理由で生活にお困りの方で、就学援助（準要保護）を希望する場合、該当番号に○を付け、関係書類の写しを添付してください。

- (1) 生活保護の停止又は廃止の決定
(2) 市町村民税の非課税の決定
(3) 国民年金の掛金の免除の決定
(4) 児童扶養手当の支給の決定
(5) (1)～(4)には該当しないが、経済的な理由で生活にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が限度額以下、又は失業・倒産・災害・事故等の特別な理由で、お子さんを就学させることが困難なご家庭

（事実の発生日）平成・令和 年 月 日 ※転入日、離婚日、失業した日等

※ 別途、学校から交付する理由書に、世帯の経済状況、就労状況等を記載してください。

2. 援助費目 ※費目の一部を希望する場合のみ記入してください。

希望する費目（ ）
費目については、裏面をご参照ください。費目の一部を希望されても、認定の可否には影響ありません。

3. 振込口座 申請者名義の普通預金口座へ振り込みますので、通帳（表紙の裏）又はキャッシュカードの写しを添付してください。

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 金融機関コード, 店名, 店番号, 口座番号, 口座名義人 (カタカナ).

記載内容の訂正を行う場合、訂正箇所、申請者の印と同じ印を朱肉で押印してください。修正テープ、修正液等は使用しないでください。

【学校記入欄】

Table for school information with columns: 整理番号, 特別支援学級在籍, 有・無.

保護者のみなさまへ

熊本市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、熊本市就学援助規則に基づく援助を行っています。

1. 就学援助（準要保護）とは

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助するものです。

2. 就学援助（準要保護）の対象者

熊本市に住所を有し、熊本市教育委員会が定める基準に該当する児童生徒の保護者等
(申請書表面の申請理由参照)

3. 申請期間

令和2年度(2020年度)の申請は、令和2年(2020年)1月下旬頃から、児童及び生徒が在籍する小中学校で受け付けます。

なお、市外からの転入、特別な事情等により経済状態が悪化した場合等による申請については、随時受け付けます。

(新小学1年生については、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請された方を除き、入学後に申請を受け付けます。)

4. 注意事項（よくお読みください。）

- (1) 前年度に就学援助（準要保護）を受けた方が、引き続き受給を希望する場合も、新たに申請が必要です。
- (2) 生活保護（教育扶助）を受給されている場合、申請書を提出していただく必要はありません。
- (3) 申請書を提出いただいても、期限までに必要な添付書類の提出がない場合、認定日が遅れたり、認定できない場合があります。
- (4) 審査結果については、学校を通じてお知らせします。

就学援助（準要保護）の費目と支給額【令和元年度（2019年度）】

※援助の種類及び支給額については変更になる場合があります。

援助の種類	支給額	
	小学校	中学校
学用品費等	1年 13,100円	1年 24,800円
	2～6年 15,350円	2～3年 27,050円
補助教材費	5・6年 4,000円	3年 4,700円
	3・4年 4,300円	
新入学児童生徒学用品費	1年 50,600円 入学式までの認定者のみ	1年 57,400円 入学式までの認定者のみ
修学旅行費	実費	認定日以降に参加した修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
通学費	実費	認定日以降の児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上の者（校区外通学を行っている者を除く）について、その者が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃。特別支援学級に在籍する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わない。）
医療費	実費	認定日以降の診療に係る、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病（欄外※3を参照）の治療のための医療に要する経費
学校給食費	実費	認定日以降で、保護者負担となる学校給食に要する経費
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費	認定日以降に参加した校外活動に直接必要な宿泊費、賃借費、交通費及び見学科

※1 上記の金額については、認定日が4月1日である場合のもの。認定日が4月2日以降である場合、学用品費等及び補助教材費の支給額については、認定日以降の期間に応じて計算されます。

※2 学用品費等及び補助教材費の支給額は、前期分(4月～9月)及び後期分(10月～3月)として、上記の金額を2回に分けて支給します。

※3 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病

- ①トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎を除く) ②白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)及び膿疱疹(のうかしん)
③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯(虫歯) ⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)

※4 5月1日までに認定された場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金が免除されます。
(ただし、熊本大学附属小中学校、熊本県立中学校は除く)

不明な点がある場合、学校又は熊本市教育委員会 指導課(328-2716)にお尋ねください。